

企業等立地促進制度(企業等の立地及び設備投資促進条例)

1. 新たな立地に対する支援

[支援内容]

- ・税制(税の免除)
固定資産税、都市計画税および事業所税を5年間、課税免除
- ・奨励金
投下資本額の10%以内(上限5億円)
成長分野(環境・エネルギー、高度先端ものづくり分野)に対して交付

[適用要件]

- ・対象地域
(1) 指定産業地域(横須賀リサーチパーク)
(2) 工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域)
- ・対象業種
日本標準産業分類に定める、製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関、電気業
- ・投下資本額
大企業5億円以上(中小企業等は1億円以上)

2. 設備投資等に対する支援

[支援内容]

- ・税制(税の軽減)
固定資産税、都市計画税を3年間、3/4軽減
- ・奨励金
投下資本額の10%以内(上限3億円)
新規性の高い設備投資のうち成長分野(環境・エネルギー分野、高度先端ものづくり分野)に対して交付

[適用要件]

- ・対象地域
(1) 指定産業地域(横須賀リサーチパーク)
(2) 工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域、準工業地域のうち設備投資により住環境が悪化することがないと認められる地域など)
- ・対象業種
日本標準産業分類に定める、製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関、電気業
- ・投下資本額
1年間の投資が大企業1億円以上(中小企業等は1,000万円以上)
- ・対象案件
(1) 設備投資
事業拡張・効率化を目的とした、償却資産(機械・装置)の設置とこれにともなう家屋の新增設
※大企業は、「新製品の製造」、「研究・開発」および「事業の拡大」を目的とした設備投資に限定します
(2) 環境施設整備
工場立地法に規定する環境施設の新増設(一般利用に供するものに限る)

YRP進出事業者補助金

[支援内容]

YRP地区に新たに事業所を設置(土地の購入または賃貸借)する法人または個人事業者に最大100万円の補助金を交付します。

[適用要件]

- ・新たに設置する事業所に常時従業者等を配置し、事業を営む者
- ・賃貸借の場合は契約期間が2年以上、かつ転貸しないこと
- ・店舗を設置する場合は建物を取得すること
- ・税金を滞納していないこと
- ・企業等の立地及び設置投資促進条例(平成10年横須賀市条例第13号)の奨励措置の適用を受けていないこと

工場立地法による緑地面積率等の緩和(横須賀市工場立地法市準則条例)

横須賀市は、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しました。

[対象地域] 工業専用地域、工業地域

[支援内容] 緑地面積率 5%以上
環境施設面積率 10%以上

問合せ

横須賀市経済部企業誘致・工業振興課 (046)822-8290